

学校法人平成医療学園役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人平成医療学園（以下「学園」という。）の役員に支給する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における役員は、寄附行為第6条第1項に規定する者をいう。

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 常勤役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
 - (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬（年額、賞与を含む。）は、別表に定める額を上限とする。ただし、専任の職員としての身分を有する者（以下「職員兼務役員」という。）には、別表の役員報酬は支給しない。

- 2 職員兼務役員には、役員報酬として月額20,000円を支給する。
- 3 非常勤役員には、次の各号のいずれかに該当する場合は、役員報酬として1日につき、25,000円を支給する。
- (1) 理事会又は評議員会に出席したとき。
 - (2) 監査を行ったとき。
 - (3) その他、学園の求めによって役員としての業務を行ったとき。

(報酬額の決定)

第4条 理事長の報酬は、別表の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 理事長以外の常勤役員（職員兼務役員を除く。）の報酬は、別表の範囲内で、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前日に支給する。
 - (2) 賞与は、毎年7月及び12月に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など学園運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、直接本人に全額通貨により支給する。ただし、本人の承諾がある場合は、本

人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤役員が退任した場合は、当該役員に退任慰労金を支給する。

2 退任慰労金の支給については、学園の教職員退職金規程を準用し、理事会において決定する。

(費用の支給)

第7条 役員が出張した場合は、学園の旅費規程を準用し、当該役員に旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に円未満の端数が生じた場合は、これを1円単位に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 学校法人平成医療学園役員報酬規程(平成24年3月27日制定)は廃止する。

別表（第3条関係）

常勤役員の年間報酬額表

役職名	年間報酬額の上限
理事長	24,000千円
常務理事	20,000千円
理事	16,000千円
監事	12,000千円

※年間報酬額には、賞与の額を含むものとする。